

第1章 計画の概要

第1節 背景・目的

本町は平成17年度（2006年度）の合併以前より、旧町村単位で公共施設の整備を進め、行政サービスを実施する基盤としてきましたが、それらの中でも昭和50年代から整備された施設の老朽化が進行し、大規模改修や建替えが集中することが予想されています。さらに、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口構造の変化など、住民ニーズに対応した施設の在り方を検討する必要があります。

本町では、所有する公共施設等における整備の基本的方針として、平成29年（2017年）3月に「八重瀬町公共施設等総合管理計画（以下、総合管理計画）」を策定しました。

総合管理計画では、本町が保有、管理する公共施設の長期的な視点による計画的な管理の取り組みを進めています。

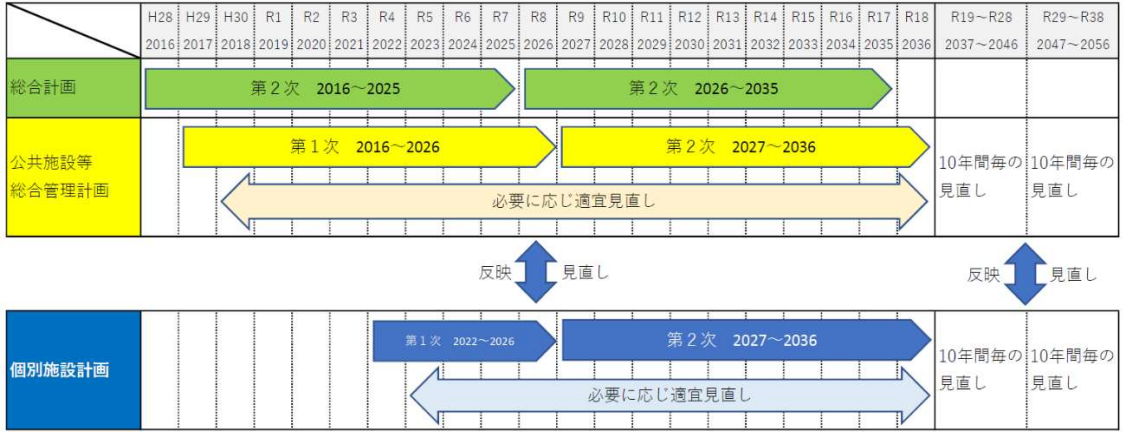
「八重瀬町個別施設計画（以下、本計画）」は、総合管理計画を踏まえた個別施設計画として、今後の公共施設の在り方と維持保全の方向性を検討するとともに、現地調査等を踏まえた現状評価を行い、保全優先度を勘案した公共施設の種類ごとの個別の中長期的な施設整備の具体方針を定めることとします。

第2節 計画期間

計画期間は、原則10年とします。但し、上位計画である総合管理計画は、平成29年度（2017年度）から令和8年度（2026年度）までの10年を第1次の計画期間としており、総合管理計画に合わせて段階的に取り組むため、同計画の改定時期を目安に令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）を第1次として第2次までの計画とします。

また、社会情勢の変化や事業の進捗状況等によっては、必要に応じた見直しを行うものとします。

図1-1 計画期間

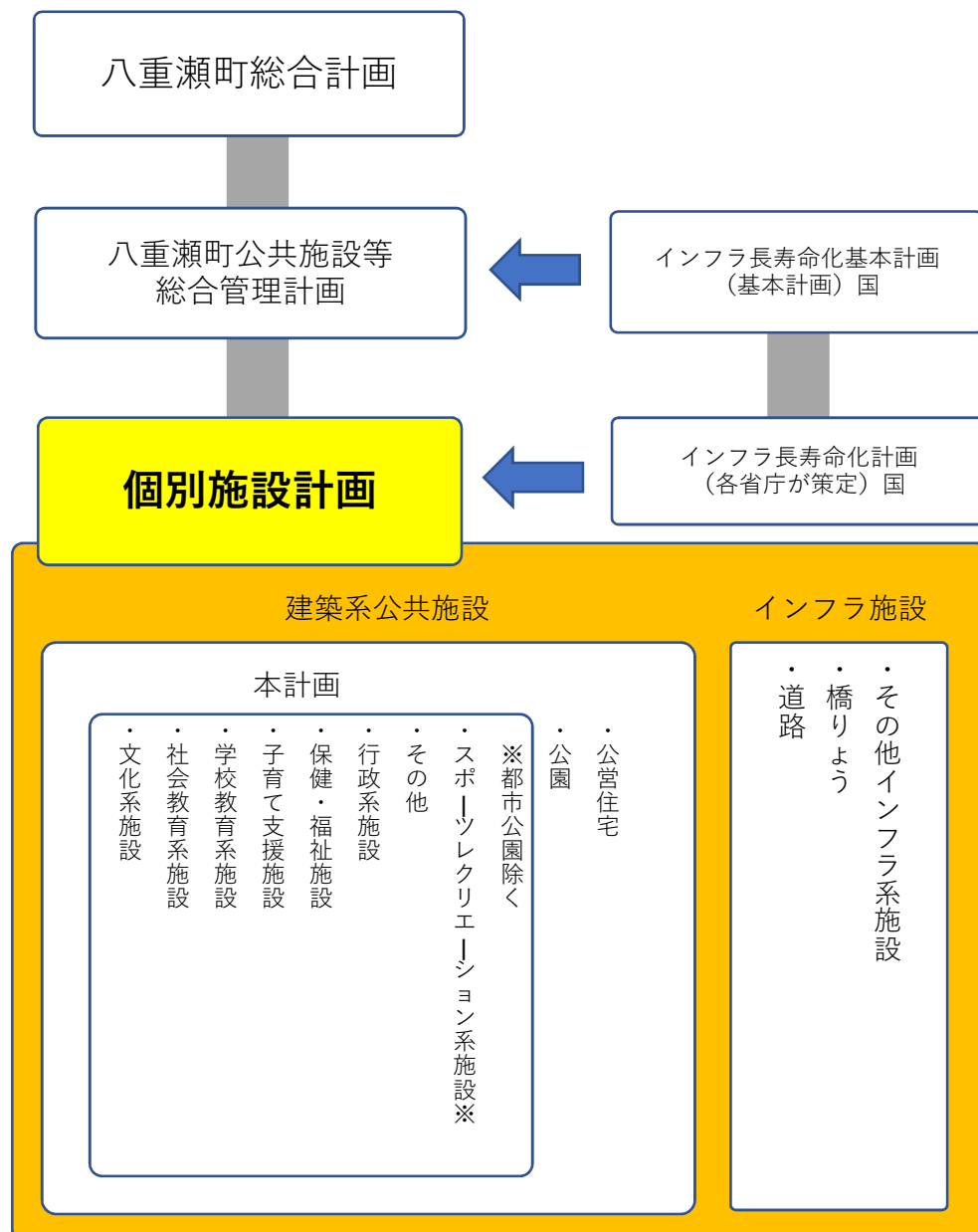


第1章 計画の概要

第3節 計画の位置づけ

総合管理計画は、本町の上位計画である「八重瀬町総合計画」に基づく計画であり、各政策分野の中における公共施設等の取り組みに対して全庁的な指針を定めたものです。本計画は、総合管理計画を上位計画とし、インフラ長寿命基本計画において、個別施設の具体的な対応方針を定める計画として示されている「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」に位置付けるものです。

図 1-2 計画の位置づけ



第1章 計画の概要

第4節 対象施設

総合管理計画に掲げる建物系施設のうち、更新費用や維持管理費用を一般会計で負担する施設を本計画の対象とします。対象施設については、施設の状態等を把握し、総合管理計画の施設整備の基本的な方針等に基づき、計画期間における建物ごとの維持管理方針や対策内容等を整理しました。

表 1-1 本計画の対象施設

大分類	中分類	延床面積 (㎡)	建物棟数
文化系施設	集会施設	7,355.62	11
	文化施設	-	-
社会教育系施設	博文館等	1,769.64	1
	図書館	-	-
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	6,974.83	9
	保養施設	-	-
学校教育系施設	学校	44,767.00	38
	その他教育施設	869.57	3
子育て支援施設	幼稚園・こども園	3,496.00	4
	幼児・児童施設	117.18	5
保健・福祉施設	保健施設	2,883.76	5
行政系施設	庁舎等	8,427.22	3
	消防施設	-	-
その他	その他	1,627.34	2

第1章 計画の概要

第5節 公共施設の目指すべき姿

公共施設は本町が様々な行政サービスを提供する際の基盤となる資産であるとともに、人が集い、交流する空間でもあります。

しかし、その維持管理や大規模改修、建替え等の更新には多くの費用が掛かるという側面もあり、また、保有する期間が数十年に及ぶことから、人口の動態に応じた最適な保有量を常に検討する必要があります。

本町では各種の行政サービスを実施するための多岐にわたる公共施設を保有していることから、それぞれの施設で目指すべき姿は異なりますが、基本的な方向性として下記の5の点を目指すべき姿とします。

- ・利用者やそこで働く職員の安心・安全が確保される施設
- ・防災拠点となる施設については災害時の安全確保や災害対応が実行可能な施設
- ・バリアフリー化等に取り組み誰にでも利用しやすい施設
- ・人と人が交流し地域の拠点となる施設
- ・本町が保有する資産として財源の創出が可能な施設